

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○手数料条例施行規則の一部を改正する規則

(財政課)

○県民会館条例施行規則の一部を改正する規則

(消費生活・文化課)

○東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に

関する規則の一部を改正する規則

(産業人材対策課)

○東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部

を改正する規則

(農業振興課)

告 示

○昭和五十三年宮城県告示第二百五十一号(保健所使用料等条例第二

条の規定による使用料等の額)の一部改正

(保健福祉総務課)

選挙管理委員会

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

規 則

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十一号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則(平成十二年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。
附則第五項中「七千円」を「七千二百円」に、「五千八百円」を「六千円」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

県民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十二号

県民会館条例施行規則の一部を改正する規則

県民会館条例施行規則(昭和三十九年宮城県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一舞台設備器具の項中「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「八、

一〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に、「五、

七〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「

五〇〇円」を

「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表

「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に改め、同表ピアノの項中「一、三〇〇円」を「一、五〇〇

円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表

映画設備器具の項中「六、八〇〇円」を「六、九〇〇円」に改め、同表音響設備器具の項中「一、一

〇〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表照明設備器具の項中「七、三〇〇円」を「七、四〇〇円」

に、「二、八、六〇〇円」を「二、九、〇〇〇円」に改め、同表視聴覚設備の項中「二、二〇〇円」を「二、

三〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表備考第四号中「四、六〇〇円」を「四、七

〇〇円」に改める。

別表第二大ホールの項中「六、八〇〇円」を「六、九〇〇円」に改め、同表小会議室(六〇三)和

室(B〇一、三〇五、四〇三、四〇四)教養室(五〇三、五〇四)楽屋(B〇三、B〇七、二〇一)

の項中

小会議室(六〇三)

を

に改める。

小会議室(四〇五、六〇三、六〇四)

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十三号

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災に伴う農業大学校の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十四号

東日本大震災に伴う農業大学校の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則
東日本大震災に伴う農業大学校の寄宿舎料等の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第六百十三号

昭和五十三年宮城県告示第二百五十一号（保健所使用料等条例第二条の規定による使用料等の額）の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から施行する。

令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表二の項を削り、同表三の項中

2	赤血球沈降速度測定	同	五〇
3	心電図検査	一二誘導一件につき 一、一〇〇	を
4	喀痰細菌顕微鏡検査	一二誘導未満一件につき 一件につき	七五〇 四〇〇
2	喀痰細菌顕微鏡検査	一件につき	四〇〇
5	喀痰細菌培養同定検査	「一、三〇〇」を「一、四〇〇」に、「6 結核菌特異的インターフェロニン産生能検査」を「4 結核菌特異的インターフェロニン産生能検査」に、「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に、「7 梅毒検査」を「5 梅毒検査」に、「8 H _S 抗原定性・半定量検査」を「6 H _S 抗原定性・半定量検査」に、	九五〇
9	HCV抗体定性・定量検査	同	を
10	HIV検査	同	を
7	C型肝炎検査	同	に、
8	(一) HCV抗体定性・定量検査 (二) HCV核酸定量検査 HIV検査	同 同 同	九五〇 三、八〇〇

「五、七〇〇」を「五、八〇〇」に、「四、四〇〇」を「四、五〇〇」に、「11 グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体検査」を「9 グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体検査」に、「一、七〇〇」を「一、八〇〇」に改め、同項を同表二の項とし、同表備考第二号中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年七月十日

宮城県選挙管理委員会

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。
第二十五条の二中「第二項」を「第三項」に、「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に改める。
第三百三十八条第一項中「（記録については、県議会議員の選挙を除く。以下同じ。）」を削る。

第十九号様式の三の見出し及び同様式（その一）の見出し中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に改め、同様式（その二）中「第一項」を「第一項（第二項）」に、「指定関係投票区」を「（特例）指定関係投票区」に、「第二項」を「第三項」に、

指定投票区名	指定関係投票区名

を

指定投票区名	（特例）指定関係投票区名

に改め、同様式（その二）中「第一項」

を「第一項（第二項）」に、「第二項」を「第三項」に改め、同様式（その三）の見出し中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に改め、同様式（その三）中「指定関係投票区」を「（特例）指定関係投票区」に、「第一項」を「第一項（第二項）」に、「第二項」を「第三項」に、

指定投票区名	指定関係投票区名	
	変更後	変更前

を

指定投票区名	（特例）指定関係投票区名	
	変更後	変更前

に改める。

第二十四号様式備考二及び第四十号様式備考中「第一項」を「第一項（第二項）」に、「指定関係投票区」を「（特例）指定関係投票区」に改める。

附 則

- 一 この告示は、令和元年七月十日から施行する。
- 二 この告示による改正後の宮城県公職選挙執行規程第三百三十八条の規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。